

令和4年6月16日付けで会員各位に配布した「草刈り作業事故の防止対策を強化します」に添付する予定だった要綱です。

公益社団法人登別市シルバー人材センター 作業別安全就業基準違反に関する就業制限要綱

(目的)

第1条 この要綱は、会員の就業に伴う事故を未然に防止し、会員を事故から守るとともに、第三者への身体や財産に危害を与えることがないように、公益社団法人登別市シルバー人材センター（以下「センター」という。）安全就業基準第12条の規定に基づき、安全・適正就業を強化することを目的とする。

(就業制限の対象及び違反事項等)

第2条 就業制限の対象は、次の「作業別安全就業基準」を遵守しない場合とする。

(1)草取り作業は、手作業による請負としていることから、刈払い機の使用を禁止する。なお、手作業が困難な場所で一連の作業として、やむを得ず刈払い機を使用しなければならない場合は、作業前にその旨をセンター事務局に連絡し、事務局で現地を確認のうえ、必要と認めるときは、「草刈り作業」として刈払い機使用による請負（作業別安全就業基準「草刈り作業」を遵守）に変更する。

(2)草刈り作業は、刈払い機使用による請負となるが、原則、チップソーの刈払い機を使用することとし、ナイロンコードの刈払い機の使用を禁止する。

ただし、墓地・葬祭場や庭石・植木・フェンスの際、斜面などの場所は、限定的にナイロンコードの刈払い機の使用も可とする。

2 前項に規定する作業別安全就業基準を遵守しない場合の違反事項は、次のとおりとする。

(1)前項第1号に関すること

ア センター事務局に連絡せず刈払い機を使用した

(2)前項第2号に関すること

ア 墓地・葬祭場や庭石・植木・フェンスの際、斜面などの場所以外でナイロンコードの刈払い機を使用した

3 前項に規定する違反事項に該当した会員は、違反の顛末記録とともに再発防止のため、所定の報告書を理事長に提出しなければならない。

(就業制限期間)

第3条 前条第2項に規定する違反事項に該当した会員は、就業制限として30日間の就業を停止する。

2 就業を停止させる場合は、当該会員に弁明する機会を与えることができる。

(就業制限審議会)

第4条 前条に規定する就業制限の審議は、就業制限審議会（以下「審議会」という。）が行う。

- 2 審議会の委員は、安全就業委員長、総務部会長、事業開発部会長、事務局長、事業課長をもって構成する。
- 3 審議会の委員長は、安全就業委員長とする。
- 4 審議会は、理事長から事案を付議されたときに、委員長が開催する。
- 5 審議にあたっては、第2条第3項の報告書等に基づき行う。
- 6 審議の結果については、委員長が報告書を作成し、理事長に報告する。

(就業制限の決定)

第5条 理事長は、前条第6項の報告書に基づき、対象の会員に就業制限の決定書を交付する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、センター事務局が行う。

(要綱の改廃)

第7条 この要綱の改廃については、理事会において決定する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。